

令和7・8年度伊佐市建設工事入札参加資格における格付審査基準

項目	内 容	
格付工程	土木・建築・舗装・上水道・管・電気・解体	
総合点数	客観的事項評価点数（A）＋主観的事項評価点数（B）	
1 客観的事項評価点数	経営事項審査の総合評定値（P点）	
2 主観的事項評価点数		上限
(1) 工事成績	伊佐市発注工事の格付工程ごとの契約額と工事成績を用いて点数化 今回は除外する。 ・土、舗、上水、電気、管 5年間（対象年度：R1～R5） ・建築 7年間（対象年度：H29～R5）	
(2) 技術職員	建設工事に係る2級以上（技士補含む）の有資格者（※1基準日）時点で3か月以上の継続雇用者（社会保険加入等。個人事業主を含む。）を以下のとおり加点する。伊佐市内の事業所に所属している者を加点対象とする。 ①1級の有資格者数 × 4点 ②1級技士補の有資格者数 × 3点 ③2級の有資格者数 × 2点 ④2級技士補の有資格者数 × 1点	80点
(3) 加点事項		
ア 完成工事高	伊佐市工事の発注工事種別ごとに、それぞれの受注者の請負金額の合計額を5又は7（参入期間がそれより短い場合は、参入年数）で除して、市工事完成工事高を完成工事高評価換算表で評価換算する。 ・土、舗、上水、電気、管、解体 5年間（対象年度：R1～R5） ・建築 7年間（対象年度：H29～R5）	120点
イ 研修会参加	県主催の経営者研修会、建設技術者研修会、建築関係技術者研修会に参加した者に各研修会につき1点を加点する。（各年度3点まで） （対象年度：R3～R5）	9点
ウ 建設業関係表彰	①国・地方公共団体又は公的団体からの企業表彰 各表彰につき3点を加点する。（各年度6点まで） ②国・県からの技術職員表彰 各表彰につき3点を加点する。（各年度6点まで） （対象年度：R4～R5）	12点
エ 継続学習制度による単位取得	技術職員がH31.4.1～R6.3.31の期間に取得したCPDS、CPD及び日本技術士会の技術士CPDのそれぞれの制度の企業毎の合計学習単位20単位ごとに1点を加点する。	5点
オ 品質マネジメントシステム認証取得	基準日において、ISO9000シリーズの認証をしている者に10点を加点する。	10点
カ 労働安全衛生マネジメントシステム認証取得	基準日において、ISO45000シリーズ、OHSAS、COHSMS、CompactCOHSMSのいずれかの認証をしている者に20点を加点する。	20点
キ 舗装機械保有（※2）	基準日において、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー、モーターグレーダーを所有している者（1年以上の長期リース含む）に各5点を加点する。 ※上記機械の保有又は1年以上の長期リースをしているものを舗装の格付けをする。	20点
ク ボランティア活動	市内の公共施設等への愛護活動、市内の地域における奉仕活動を行った者に次のとおり加点する。 ①年3回以上：6点 ②年1～2回3点 （対象年度：R3～R5）	18点
ケ 障がい者雇用	基準日において障がい者を常勤雇用している者に次のとおり加点する。 ①法定雇用率適用事業者 雇用率以上 5点 ②法定雇用率非適用事業者 1人以上 5点 ①又は②を1年以上継続雇用 加算点 5点	10点
コ 新規学卒者等雇用	R3.4.1からR6.3.31までに学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業したものを採用し、基準日において常用雇用労働者として雇用している場合に1人につき2点を加点する。	6点

項 目		内 容	
	サ 保護観察対象者の雇用支援	①基準日において鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に2点を加算する。 ②上記に該当し、かつ、R5.1.1日～R6.12.31までの期間に保護観察対象者の雇用実績がある者に2点を加算する。	4点
	シ 災害支援協定及び緊急防疫協定	基準日において、市との災害支援協定及び鹿児島県との緊急防疫協定を締結している団体の会員である者に対して各20点を加算する。	40点
	ス 災害支援活動	市内の公共施設への緊急出動（積雪含む）又は防災パトロールを行った者に、各年度（対象年度：R3～R6（ただし、6年度は12月31日まで））につき4点を加算する。	16点
	セ 伊佐市消防団員雇用	基準日において、常勤職員の中に伊佐市消防団員を雇用している者に1人2点を加算する。	10点
	ソ 男女共同参画支援・子育て支援	①基準日において、育児休業制度又は介護休業制度を導入している者に各制度につき2点を加算する。 ②次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に2点を加算する。	6点
	タ 環境マネジメントシステム認証取得等	基準日において、環境マネジメントシステムの認証を取得している者に加算する。 ①ISO14000シリーズの認証をしている者に10点を加算する。 ②エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの認証を取得している者又はISO14001を自己適合宣言し、市民団体認証を受けている者に5点を加算する。	10点
	チ 暴力団排除活動	R3.4.1からR6.12.31までに（公財）鹿児島県暴力追放運動推進センターが実施した不当要求防止責任者講習を受講した者に2点を加算する。	2点
	ツ 福利厚生	基準日において、厚生年金基金に加入している者又は確定給付企業年金など企業年金制度を導入している者に10点を加算する。	10点
	テ 水道修繕工事（※3）	水道修繕センターに加入している者に40点を加算する。	40点
	ト 本店所在	基準日において、伊佐市内に本店が所在している者に5点を加算する。	5点
	ナ 災害復旧工事の受託	5件未満2点、5件以上10件未満4点、10件以上15件未満6点、15件以上20件未満8点、20件以上10点（対象年度：R4～R5）	10点
	(4) 減点事項	対象年度（R5～R6）における以下のもの	
	ア 指名停止	指名停止を受けた者を減点 ①3か月未満 △12点 ②3か月以上6か月未満 △23点 ③6か月以上 △36点	—
	イ 変更届の遅延	建設業法第11条に規定する変更届の遅延をした者を減点 △4点	—
	ウ 一括下請負	建設業法第22条の規定に違反した者を減点 △4点	—
	エ 指示・営業停止処分	建設業法第28条に規定する行政処分を受けた者を減点 ①指示処分 △23点 ②営業停止処分 △29点	—
	オ 取消処分	建設業法第29条第1項第2号に規定する取消処分を受けた者を減点 △40点	—
	カ 許可切れ遅延等	許可切れ新規、更新手続遅延（理由書）の者を減点 △8点	—
	キ 工事遅延	工事遅延等があった者を減点 ①15日以上30日未満 △6点 ②30日以上60日未満 △12点 ③60日以上 △20点	—
	ク 棄権行為	棄権行為を減点する 1件△1点	-

(※1) 「基準日」とは令和6年12月31日とする。

(※2) 「舗装機械保有」は、格付工種「舗装」に適用する。

(※3) 「水道修繕工事実績」は、格付工種「上水道」に適用する。